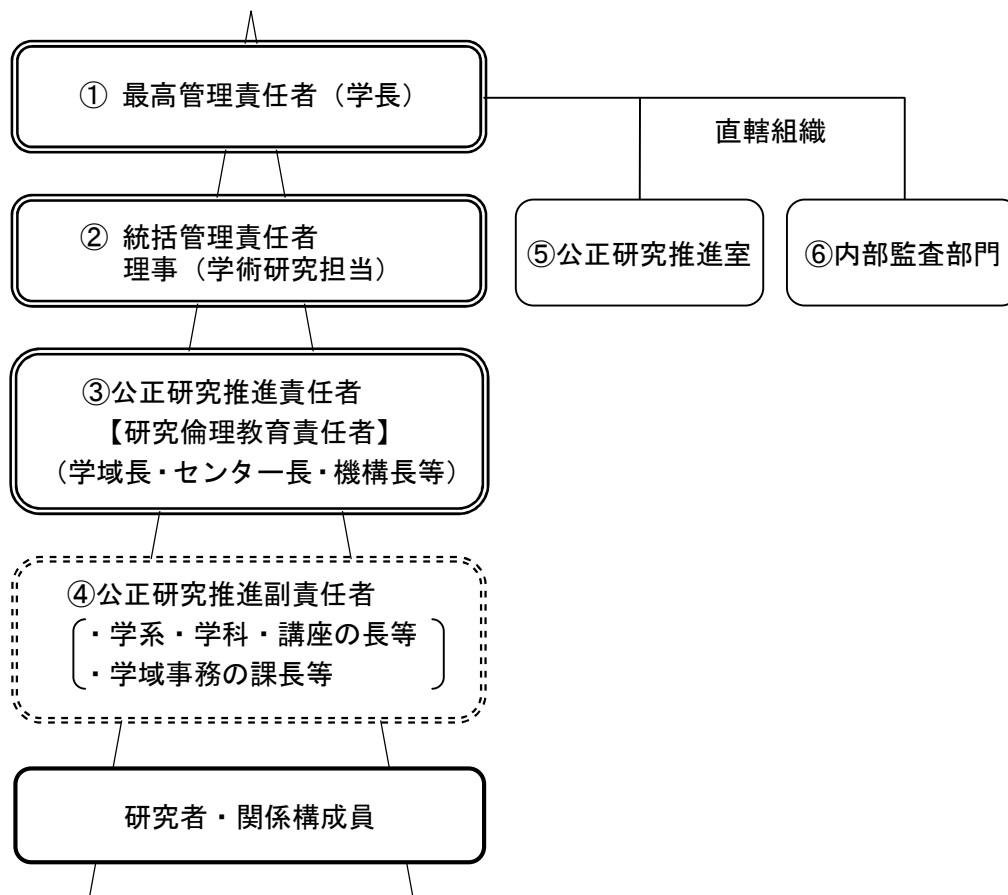


3. 責任体系の明確化

本学では、「国立大学法人山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程」に基づき、学長を中心とした管理・運営体制を整備しています。



① 最高管理責任者 (学長)

本学全体を統括し、公的資金の運営・管理について、最終責任を負う者。

【役割】

- ・不正防止にかかる基本方針を策定・周知し遂行する。
- ・統括管理責任者及び公正研究推進責任者が責任を持って公的資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

② 統括管理責任者 (学術研究担当理事)

最高管理責任者を補佐し公的資金の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する者。

【役割】

- ・基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況の確認を行い最高管理責任者に報告する。また、報告内容が不相当と認められる場合には、改善指導を行う。

③ 公正研究推進責任者【研究倫理教育責任者】（学域長等）

ガイドラインにおける「コンプライアンス推進責任者」として、各部局内における公的資金の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ者である。また、実効的な管理監督を行い得る体制を構築するため、公正研究推進副責任者を置くことが出来る。

【役割】

- ・ 自己の管理監督又は指導する学域等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- ・ 不正防止を図るため、部局内における関係する全ての構成員に対し、コンプライアンス教育及び研究倫理に関する研修を実施し、受講状況の管理監督を行う。
- ・ 自己の管理監督する部局等において、構成員が、適切に公的資金の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

④ 公正研究推進副責任者（学系、学科、講座等の長、各学域事務の課長等）

ガイドラインにおける「コンプライアンス推進副責任者」として、各学科・講座等の部門内における公的資金の運営・管理について、関係する構成員に対し日常的に目が届き、実効的な管理監督を行う者である。

【役割】

- ・ 部門内において公正研究推進責任者を補佐し、関係する構成員に対し管理監督を行う。
- ・ 各学域事務の課長等においては、公正研究推進責任者を補佐し、自己の管理監督する部局内における取りまとめを行う。

⑤ 公正研究推進室（室長：学術研究担当理事）

最高管理責任者の直轄組織として、全学的な観点から研究活動の不正防止について具体的な対策を策定するとともに実施状況を把握し、不正の防止を推進する。

【役割】

- ・ 不正防止計画を策定し周知するとともに、実施状況を取りまとめ最高管理責任者へ報告する。また、必要に応じて改善指導を行う。
- ・ 内部監査部門と連携し、不正の発生要因を把握し改善策を講ずる。
- ・ 文部科学省等からの調査・報告の取りまとめを行う。
- ・ 公正な研究活動の推進に向けた教育に関する研修等を企画する。

⑥ 内部監査部門

最高管理責任者の直轄的な組織として監事及び会計監査人と連携し、会計書類の形式的要件のチェックを行うほか、本学全体のモニタリングが有効的に機能する体制となっているか確認・検証する。

【役割】

- ・ 会計書類の形式的要件等のチェックのほか、体制整備に関する検証も行う。
- ・ 公正研究推進室と連携し不正発生のリスクに対して効率的な監査を実施する。
- ・ 監事及び会計監査人と連携を図り、質の高い監査を実施する。

◆山梨大学における研究に係る不正行為の防止に関する規程で定める責任者

最高管理責任者	学長
---------	----

統括管理責任者	理事（学術研究担当）
---------	------------

公正研究推進責任者 (コンプライアンス推進責任者)	教育学域長
	医学域長
	工学域長
	生命環境学域長
	附属図書館長
	医学部附属病院長
	クリーンエネルギー研究センター長
	機器分析センター長
	総合分析実験センター長
	燃料電池ナノ材料研究センター長
	発生工学研究センター長
	地域未来創造センター長
	保健管理センター長
	研究推進・社会連携機構長
	総合情報戦略機構長
	教育国際化推進機構長

公正研究推進副責任者 (コンプライアンス推進副責任者)	学系、学科、講座等の長
	各学域の支援課長等

※ センター等所属の職員は、センター長等が所管する。